

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

法人名 : 社会福祉法人サワリ

代表者名 : 金 永泰

管理者名 : 小川 緩子
原 ゆかり

所在地 : 大阪府阪市堺区南陵町1丁2-6
電話番号 : 072-280-0830

作成日 : 2024年4月1日

改訂日 : 2025年4月1日

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①入所者・利用者の安全確保:

入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

②サービスの継続:

入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保:

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

全体像

対応フローチャートを参照する。

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

●継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。

災害対策は一過性のものでなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的である。

●各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

●ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

(2) 被害想定

【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。

被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。

これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

<交通被害>

道路: 3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁: 迂回路を含め、3～7日で仮復旧。迂回路を含め、1～3日で仮復旧。

鉄道: 1か月。2週間

<ライフライン> 先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

下水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

電気: 1週間(震度7) 3日(震度6程度)

ガス: 5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度)

通信: 1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

【自施設・事業所で想定される影響】

●自治体発表の被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理する。

【補足7】 自施設で想定される影響を作成する。

1.4 優先業務の選定

(1) 優先する事業

<優先する事業>

(1) 入所サービス

<当座停止する事業>

(1) 通所サービス

(2) 訪問サービス

(2) 優先する業務

共同生活援助ハサビ/伽耶琴
トイレの準備・水分補給・配薬・食事

●通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。
災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

●以下の教育を実施する。

(1)入職時研修

- ・時期:入職時
- ・担当:施設長
- ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2)BCP研修(全員を対象)

- ・時期:毎年5月
- ・担当:主任
- ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・時期:毎年3月、9月
- ・担当:施設長
- ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(5-2) BCPの検証・見直し

●以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素（建物・設備、ライフライン）を守ることが重要。

平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| <STEP1> 自施設・事業所の安全対策 | 2.1 建物・設備の安全対策 |
| <STEP2> ライフラインの事前対策 | 2.2～2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応 |
| <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 | 2.8～2.9 備蓄品、資金の対応 |

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981（昭和56）年以前の建物は耐震補強を検討する。
- 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。

(2) 設備の耐震措置

- 利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。
- **安全対策**
破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

- 対応策を検討する。

2.2 電気が止まった場合の対策

●電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

○自家発電機が設置されていない場合

・自動車のバッテリーを非常用の電源として活用する。

2.3 ガスが止まった場合の対策

2.4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

- 必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。
- 飲料水を以下の計算式に従い用意する。
調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要
 $3\text{リットル}/\text{人}/\text{日} \times 26\text{人分(職員を含める)} \times 3\text{日} = 240\text{L}$
- 対応策(確保策)
近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。
- 飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
時間・場所を決め、配布。
- 飲料水は、定期的を使用し、新しいものと入れ替える。

(2) 生活用水

- 生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。
- 対応策(削減策) 生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用
「トイレ」では、簡易トイレや紙パンツの使用
「食事」では、紙皿・紙コップの使用
「入浴」では、清拭で対応

2.5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●対応策(代替え通信手段)
携帯電話メール、公衆電話、災害時優先電話

●被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

2.6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。

●対応策
PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。
いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

2.7 衛生面(トイレ等)の対策

●被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

●トイレ対策としては、簡易トイレ。

【利用者】

●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。(周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため)。

●ビラを事前に作成し、保管しておく。

【職員】

●女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

2.8 必要品の備蓄

- 被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。
- 備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

2.9 資金手当て

- 万が一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。
- 平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。

緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

<STEP1> 初動対応の事前準備

<STEP2> 人命安全確保対応の徹底

<STEP3> 重要業務の継続

<STEP4> 復旧対応

3.1 BCP発動基準

●発動基準を決める。

<地震>

本書に定める緊急時体制は、堺市周辺において、震度5強以上の地震が発生したとき。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。

・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

3.2 行動基準

●災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

3.3 対応体制

●対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

3.4 対応拠点

●緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震： 本部1階

水害： 本部4階

3.5 安否確認

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく。
- 各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

(2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。

<施設内>

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各事業責任者が点呼を行い、管理者に報告する。

<自宅等>

・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

3.6 職員の参集基準

●災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。

●職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。

●参集しなくてよい状況を明確に定めて記載すること。

●参集基準

<初動職員>

対象職員:金 永泰、金 錦淑、原、金

地震 堺市周辺において、震度5以上の地震が発生

水害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。

台風により高潮注意報が発表されたとき。

昼間 全員

夜間 金 錦淑、渋谷

<その他の職員>

金 錦淑の指示に従い、求めがあった場合

●下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

3.7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

(1) 施設内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法:エレベータは使用しない

(1)2階男性

(2)4階女性

(2) 施設外

●伽耶琴(堺市堺区海山町)は津波、河川の洪水浸水想定区域に立地しているため、避難確保計画を策定。

●避難場所と避難方法

本部(堺市堺区南陵町)

送迎用車両にて避難。

早急な避難が必要な場合は職員の通勤車両も活用。

(3) その他

- 水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。
避難する時間も考慮して考える。
施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

- 2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。
<https://www.mhlw.go.jp/koumu/kyoumu/know/keisai/about.html>

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難がとれず、命が危険な状況にある場所が安全な場所へ避難を要する。	緊急安全確保 ※必ず安全確保情報が発令	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>						
4	危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に及ぶ状況。この段階までの避難を完了しておく。 台風などの強い風が予想される場合は、風速が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮特別警報	極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、危険の行動を見合わせながら、退避の準備をとり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難施設等の安全確保等に関する体制)	大雨警報 洪水警報	高潮警報 ※2 高潮特別警報に切り替える可能性が高い	警戒 (無報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令が判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意 (注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一層高める 要員の連絡体制を確認 	早期注意情報 (警報級の可能性)			

※1 夜間～翌日早朝の大雨警報「土砂災害警戒情報」が発令される可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当する。
※2「極めて危険」(無報級)が発令する前に避難を完了したことが重要であり、「極めて危険」(無報級)発令後、避難施設等の安全確保に関する体制を整えることが重要です。

3.8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

3.9 職員の管理

①休憩・宿泊場所

休憩場所： 1階 デイサービス/生活介護エリア

宿泊場所： 1階 デイサービス/生活介護のエリア(10人分)

②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

3.10 復旧対応

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけでなく、普段から良好な関係を作る。

●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

●連携の推進ステップ

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

4.2 連携対応

①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

5. 地域との連携

5.1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

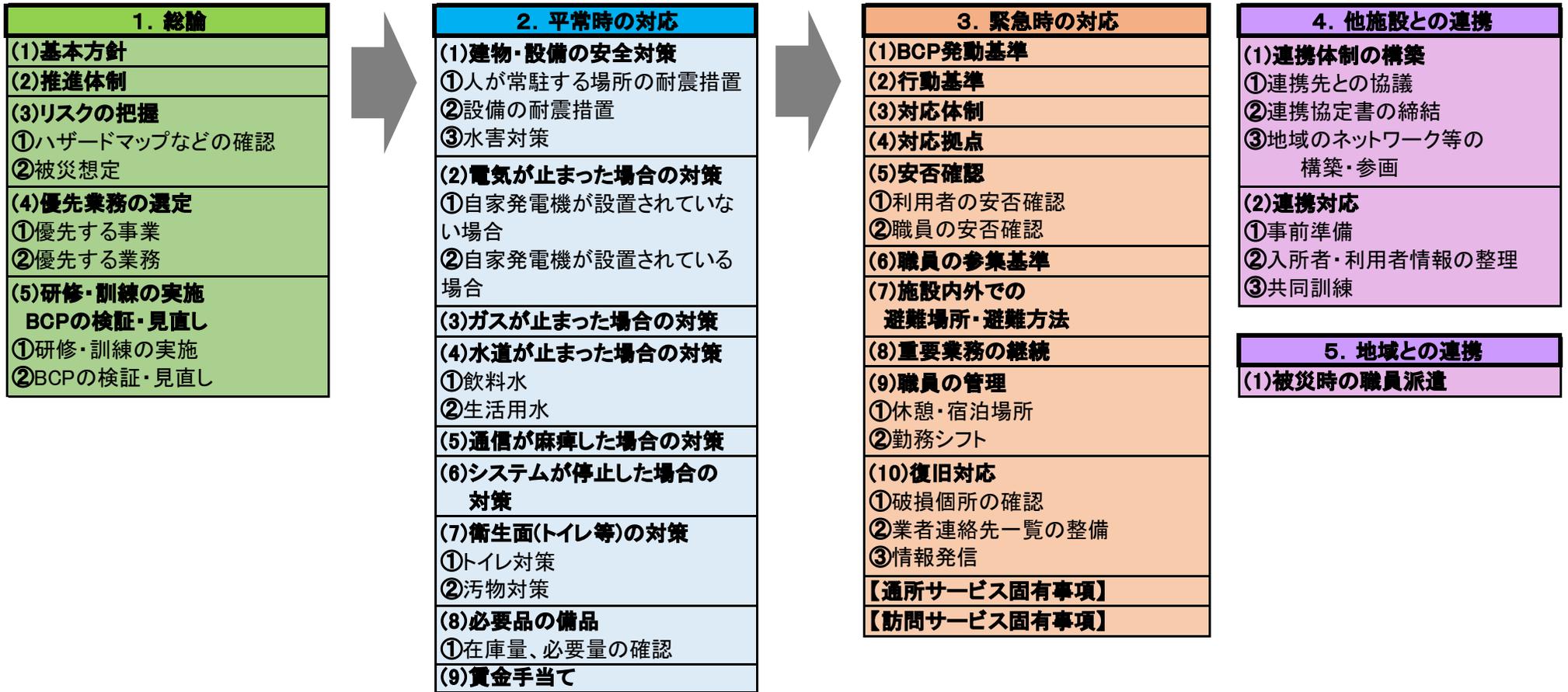
5.2 福祉避難所の運営

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておくこと、更新前との比較が容易になる。

--

自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



推進体制の構成メンバー

社会福祉法人サワリ

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長 金 永泰 代行 理事 金 錦淑	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
原 富田 井上	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示 ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
富田 金 小川	広報・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応(指定権者) ・医療機関との連携 ・関連機関、他施設、関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開 ・活動記録を取る
千田 金	設備・調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防護具の管理、調達 ・災害の事前対策の実施 ・災害発生時の物資の調達
金 小川 金	現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の統括 ・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
金 西川 高山	医療・看護班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に関する統括 ・感染防止策の策定、教育 ・医療ケア
小川 西川	介護班	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務の継続
月城 山中 渡久地	給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務の継続